

経政総第56号
令和4年1月21日

関係団体代表者 各位

静岡県経済産業部長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のうち
社会機能維持者の待機期間の取扱いについて（依頼）

現在、全国的にオミクロン株による感染が急拡大しており、本県においても、令和4年1月20日の新規感染者が1,050人と、第5波のピーク（675人）を大幅に超えました。今後も、更なる感染拡大が想定され、それに応じて、感染者の家族など感染者と濃厚接触があった者も多く発生することが想定されます。

濃厚接触者は、感染している可能性があるため、これまで14日間の自宅待機をお願いしておりましたが、今般、令和4年1月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡にて、待機期間が10日間に短縮されました。

今後、多数の濃厚接触者が自宅待機することにより、結果として、地域における社会機能の維持に必要な事業に支障が生じることが想定されることなどを踏まえ、地域における社会機能の維持に必要な事業に従事する者（以下「社会機能維持者」という。）については、社会機能の維持に必要なやむを得ない場合には、各事業者において、必要な検査を行った上で、濃厚接触者となった社会機能維持者の自宅待機期間を短縮することとします。

つきましては、貴団体の下部組織、関連団体・事業者等の皆様に御周知くださるようお願いいたします。

記

1 濃厚接触者の待機期間の取扱い

別添1 「社会機能の維持に必要な場合の濃厚接触者の待機期間の取扱概要」のとおり

2 社会的機能維持者の範囲

別添2 「社会機能を維持するために必要な事業」の例示を踏まえ、事業者自身で判断してください。（保健所等への事前の相談・連絡は不要です。）

3 検査の受検方法等

市販されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使って、事業者自身が検査を行うか、自費検査を実施している機関で検査を受けてください。

抗原定性検査キットは医薬品卸売販売業者から購入可能です。

購入可能な卸売販売事業者のリストや抗原定性検査キットの購入や使用に当たっての注意点などは以下の静岡県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/noukousesshokusha.html>

なお、検査費用は事業者自身が負担してください。この検査は、現在薬局などで実施している、感染に不安のある人に対する無料検査を受けることはできません。

4 実態調査への協力

社会機能維持者の待機期間の短縮を行った場合、当該事業者は、以下のとおり実態調査に御協力をお願いします。

目 的	新型コロナウイルス感染症の感染状況による社会機能の維持に必要な事業への影響等を把握し、緊急事態宣言の適用など新型コロナウイルス感染症対策の検討の資料とします。
調 査 手 法	インターネットアンケート 以下の URL にアクセスして回答してください。 https://forms.gle/KZVgyNbLcTY7i8uA9
主な調査項目	事業所名、所在市町、業種、待機期間を短縮した人数
調 査 頻 度 等	<u>月曜日～日曜日の人数を翌水曜日までに回答</u> ※待機期間を短縮した人がいる週ごとに回答してください。 ただし、回答を忘れた週がある場合、遡っての回答不要です。
そ の 他	・回答は任意です。実際に短縮した場合に回答をお願いします。 ・実施状況をとりまとめて公表する場合がありますが、個々の企業が特定されることはありません。

5 よくある質問

別添3「濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間短縮に関するよくある質問」のとおり

6 その他

今回の濃厚接触者の待機期間の取扱い等に関する周知用のチラシを添付しますので、貴団体の下部組織、関連団体・事業者等の皆様への周知に適宜御活用ください。

- ・「濃厚接触者の待機期間は原則 10 日間」
- ・「もしもあなたがコロナになったら」
- ・「もしもあなたが濃厚接触者になったら」
- ・「従業員等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された時は」

この通知に関するお問い合わせは、別添「経済産業部関係団体所管課一覧」の貴団体の所管課に直接お問い合わせください。

社会機能の維持必要な場合の濃厚接触者の待機期間の取扱概要

新型コロナ感染者と濃厚接触があった者は、感染している可能性があるため、不要不急の外出を避け、一定期間の自宅待機をお願いしています。

1 濃厚接触者とは

感染者の感染可能期間（発症日（無症状者の場合は検査実施日）の2日前から最終接触日まで）に以下の①～④の例に該当するような者です。

（保健所が感染者から聞き取り調査等を行った上で特定）

- ①感染者と生活空間（食事や洗面浴室等の場）を共有している者（同居家族や寮の同室者等）
- ②1m以内（互いに手を伸ばした際に触れる距離）で、互いにマスクなしで会話をした者
- ③1～2mの距離（互いに手を伸ばした際に触れない距離）で、マスク着用等なしで、感染者と15分以上の接触（会話や飲食等）があった者
- ④感染者からの距離に関係なく、換気等が不十分な空間に一緒にいた者

2 濃厚接触者の待機期間（最終接触日からの日数。最終接触日は0日目とカウント）

デルタ株等	オミクロン株		
	1/13以前	1/14以降（※）	
14日	14日	原則	社会機能維持者の特例
		10日	6日目（又は7日目）

※オミクロン株の可能性がある者の割合が70%以上の地域（静岡県も該当）

3 社会機能維持者の待機期間の特例

社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（社会機能維持者）については、やむを得ない場合に、一定の要件のもと10日を待たずに自宅待機を解除できます。

社会機能の維持に必要な事業に該当するか、実際に待機期間を短縮するかは事業者が判断

（1）待機解除の要件等

- ①濃厚接触者となった社会機能維持者の業務従事が事業者の事業継続に必要
- ②無症状であること
- ③PCR検査等で陰性が確認されていること
※事業者が検査結果を必ず確認すること。検査費用は事業者が負担。
- ④事業者において感染対策を徹底すること
- ⑤当該社会機能維持者は10日目までは、業務従事以外の不要不急の外出を控え、通勤時は公共交通機関の利用ができる限り避ける。

（2）検査ごとの取扱い等

種類	特徴	判定時間	待機期間の取扱い	費用の目安（1回あたり）
核酸検出検査 (PCR検査)	遺伝子配列を検査 唾液で検査可	数日（検体郵送時） 検査時間は数時間	6日目に検査し、 陰性確認後から解除	3,000～ 30,000円程度
抗原定量検査	たんぱく質を検査 唾液で検査可	30分+搬送時間		自費検査は ほぼ実施なし
抗原定性検査	たんぱく質を検査 唾液で検査不可	40分程度 その場で判明	6,7日目に2回検査し、陰性確認後から解除	1,500円程度

社会機能を維持するために必要な事業（政府の基本的対処方針から抜粋）

別添2

区分	対象事業者	例　示	
医療体制の維持 支援が必要な方々の保護の継続	全ての医療関係者 高齢者、障害者等特に支援が必要な全ての関係者	病院・薬局等、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービス業 介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供などの製造業、サービス業	
国民の安定的な生活の確保	自宅等で過ごす限り方々が必要な最低限の生活を送るため、不可欠なサービスを提供する関係事業者	インフラ運営関係 飲食料品供給関係 生活必需物資供給関係 宅配・テイクアウト・生活必需物資の小売関係 家庭用品のメンテナンス関係 生活必需サービス ごみ処理関係 冠婚葬祭業関係 メディア 個人向けサービス 金融サービス 物流・運送サービス 国防に必要な製造業・サービス業の維持 社会の安定の維持	電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等 農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等 家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等 百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等 配管工・電気技師等 ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、歯医等 廃棄物収集・運搬、処分等 火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等 テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等 ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等 銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等 鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等 航空機、潜水艦等 ビルメンテナンス、セキュリティ関係等 河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等 警察、消防、その他行政サービス 託児所等 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護、社会基盤の維持等に不可欠なもの(サーバーチェーン上の重要物を含む。)を製造しているもの 学校等

濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間短縮に関するよくある質問

Q1 社会機能維持者は、待機期間を短縮しなければいけないのでしょうか？

A 1 濃厚接触者の待機期間は、現在は原則 10 日間で、地域の社会機能の維持に必要なやむを得ない場合に、各事業者が必要な検査を行った場合に、待機期間の短縮が可能です。

感染者との最終接触日から 6 日目から 9 日目に発症する人も 5 %程度いると言われておりますので、地域の社会機能の維持に必要がない場合や濃厚接触者が 10 日間待機しても事業継続が可能な場合は、原則どおり 10 日間の自宅待機をお願いします。

Q2 社会機能の維持に必要がある事業に該当しているかなどは、誰が判断するのですか？

A 2 社会機能の維持に必要な事業に該当しているか、実際に待機期間を短縮するかは、「社会機能を維持するために必要な事業（政府の基本的対処方針から抜粋）」を参考に各事業者において判断してください。（保健所への確認・連絡は不要です。）

Q3 待機期間短縮のための検査の費用の補助はあるのですか？

A 3 検査費用は事業者自身が負担してください。今回の検査は、現在薬局などで実施している、感染に不安のある人に対する無料検査の対象外です。

Q4 検査はどのように受けたらいいのですか？

A 4 市販されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使って、事業者自身が検査を行うか、自費検査を実施している機関で検査を受けてください。

抗原定性検査キットは医薬品卸売販売業者から購入可能です。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/noukousesshokusha.html>

なお、PCR 検査は結果までに日数がかかる場合がありますので注意してください。

また、医療機関以外の検査で陽性が確認された場合は、速やかに医療機関を受診させてください。

Q5 待機期間を短縮して、業務に復帰させる場合にどういった点に注意したらいいですか？

A 5 以下のような感染防止対策を徹底するほか、復帰する濃厚接触者には、通勤時の公共交通機関や業務従事以外の不要不急の外出はできる限り避けさせてください。

①不織布マスクを正しく着用する。（顔に隙間なく密着させ、鼻・口を覆う）

②飲食以外ではマスクを外さない。また外している間はしゃべらない。

③復帰した濃厚接触者は飲食する場合、他の職員と同じ時間・場所を避ける。

④手洗いの徹底（石けんで 2 度洗い）や手指の消毒、共用部分（ドアノブ、事務機器等）の消毒、勤務場所の定期的な換気等を実施

⑤職場全員の体調管理を徹底し、体調不良者は出勤せず速やかに医療機関受診

もしもあなたがコロナになつたら

- ①かぜかな？と思ったら
医療機関を受診してください。



まずは、かかりつけ医又は発熱等診療医療機関※1へ電話してから受診してください。



医師の判断で行った検査費用は公費で負担するので、お金はかかりません※2。

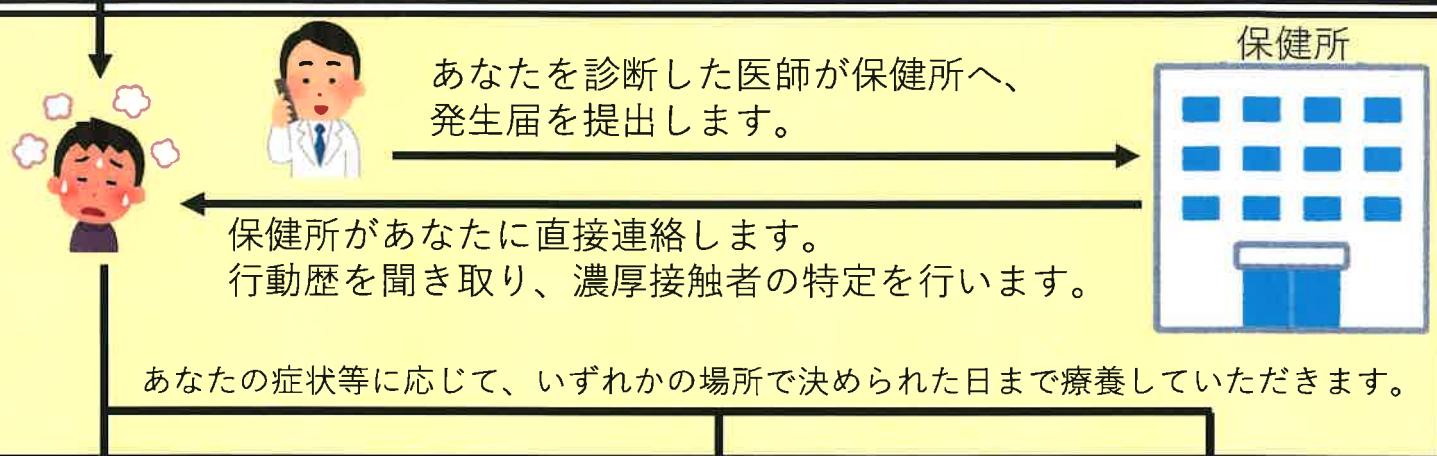
※2 検査費用以外（初診料等）は自己負担あり

- ②医師の診察を受けます。



- ③陽性と診断されます。

陽性か陰性か確定させるには、医師の診断が必要です。市販の検査キットで陽性になった場合や、陽性でなくても症状がある場合は、必ず電話してから医療機関を受診してください。



自宅療養

自宅で療養します。
毎日健康観察のため保健所や医療機関から電話をします。お困りの方へは食料品等を配布します。

宿泊療養

県が確保した宿泊施設で療養します。常駐の看護師により毎日健康観察を行います。毎日3食支給されます。（お金はかかりません）

入院

症状が重い場合や重症化リスクが高い場合は、県が指定する病院へ入院し、治療を受けます。

療養終了

国が定めた基準を満たし、他者に感染させるおそれがなくなったと判断される場合、療養終了となります。

療養終了後も症状が続く場合は、かかりつけ医やお近くの医療機関に御相談ください。

※1 発熱等診療医療機関は、県ホームページで確認するか、発熱等受診相談センターへお問い合わせください。

静岡市にお住まいの方：054-249-2221

浜松市にお住まいの方：0120-368-567

上記以外の市町にお住まいの方：050-5371-0561



よくある質問～もしもあなたがコロナになつたら編～

Q. 市販の簡易検査キットで陽性となりました。どうしたらよいですか？

A. かかりつけ医又は発熱等診療医療機関を必ず受診してください。受診する際は事前に医療機関に電話し、市販の簡易検査キットで陽性となったことを伝えてください。かかりつけ医がないなど、受診先にお困りの場合は、発熱等受診相談センターにお問い合わせください。対応可能な医療機関（発熱等診療医療機関）を紹介します。

Q. 医療機関で検査して陰性だった場合に、費用負担はありますか。

A. 医師が患者の診療のため必要と判断して検査を行った場合は、結果が陰性でも、新型コロナの検査に係る費用（検査料、判断料）の自己負担分は公費で負担しますので、お金はかかりません。ただし、検査前に発生する初診料などは自己負担があります。

Q. 自宅療養と言われたのですが、入院やホテル療養はできないのでしょうか？

A. 無症状や軽症で基礎疾患や重症化リスクのない人には、自宅療養をお願いしています。同居家族に重症化リスクの高い人がいるなどの理由で自宅療養が難しい場合は、保健所に御相談ください。

Q. 自宅療養中の食料調達はどうしたらよいでしょうか？

A. 自宅療養者のうち、家族や親族等から支援を受けられない等の理由で、物資の提供が必要な方には、静岡県から7日分の食料品等をお送りしていますので、保健所にお問い合わせください。また、市町によっては、独自に自宅療養者への食料品等の配布を行っている場合もあります。お住まいの市町にお問い合わせください。

Q. 自宅療養期間が終了するときに、再度検査をしてもらえるのでしょうか？

A. 自宅療養の終了は、国が定めた基準を満たした場合に保健所が決定します。定められた期間療養していただいた場合は、他者に感染させる心配はありませんので、終了する際に再度検査をすることはありません。なお、職場等で勤務を再開する際に、職場等に証明を提出する必要がないことを厚生労働省が示しています。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。
https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html



もしもあなたが濃厚接触者になつたら

①保健所がコロナに感染された方から行動歴を聞き取り、濃厚接触者を特定します。

②濃厚接触者へ保健所から連絡があります。
陽性者を介して連絡する場合もあります。

周囲で陽性者が発生し、ご自身の体調が優れない場合は、保健所からの連絡を待たず、かかりつけ医または発熱等診療医療機関※を受診してください。

③定められた期間、自宅待機します。

陽性者と最後に接触した翌日から**原則10日間、自宅待機**をお願いします。

☆濃厚接触者への検査の実施

濃厚接触者に対する検査は、保健所が必要と判断した場合のみ行います。検査で一度陰性が確認された場合でもその後陽性になる場合もあるため、陽性者と最後に接触した翌日から**原則10日間は不要不急の外出を控える**ようお願いします。

☆家庭内での過ごし方

- なるべく個室で
- 食事は別
- 洗面・風呂は最後



仮に感染していても、家族への感染を防げるような対策を。

☆自宅待機中に具合が悪くなつたら

- かかりつけ医または発熱等診療医療機関※を受診してください。
- 受診する際は必ず事前に電話で、濃厚接触者であることと、現在の症状を伝えてください。



自宅待機期間終了

濃厚接触者に対しては、保健所から自宅待機期間をお知らせしています。ご自身の自宅待機期間終了日が不明な場合は、保健所に御確認ください。

※発熱等診療医療機関は、県ホームページで確認するか、発熱等受診相談センターへお問い合わせください。

静岡市にお住まいの方：054-249-2221

浜松市にお住まいの方：0120-368-567

上記以外の市町にお住まいの方：050-5371-0561



よくある質問～もしもあなたが濃厚接触者になつたら編～

Q. 濃厚接触者の該当基準や定義はありますか？

A. 濃厚接触者は、陽性者の発症2日前から適切な感染予防策をとつて他者と生活を分離するまでの間に、①陽性者と同居していた人、②1メートル程度の距離で必要な感染予防策（マスク着用等）をとらずに陽性者と15分以上接触した人、③密な環境で長時間陽性者と接触した人などが該当します。個別の状況により感染の可能性は大きく異なるため、最終的には、保健所において濃厚接触者に該当するかどうか判断します。なお、現時点では、ワクチン2回接種後の方についても濃厚接触者の取り扱いに変更はありません。

Q. 友人が陽性と判断されましたら、数日前にその友人と接触がありました。保健所から連絡はありませんが、自分は濃厚接触者になるのでしょうか？

A. 濃厚接触者に該当するかどうかは、保健所が陽性者に聞き取り調査を行った上で判断します。濃厚接触者に特定された場合、保健所から連絡があります。なお、発熱や咳などの症状がある場合は、保健所からの連絡を待たずにかかりつけ医に事前に電話してから受診してください。かかりつけ医がない等受診先にお困りの場合は、発熱等受診相談センターに相談してください。

Q. 濃厚接触者は不要不急の外出を控えるよう言われましたが、食料品等生活必需品の買い出しには行ってよいのでしょうか？

A. 周囲にお願いできる方がいない場合は、食料品の買い出しなどの生活に必要な外出はかないません。ただし、外出にあたっては、マスク着用や手指消毒などといった感染防止対策の徹底の他、混雑する場所や時間を避け、できるだけ短時間で、外出先は必要最小限とするようお願いします。

Q. 濃厚接触者について、証明する書類と外出自粛期間を記載した書類はもらえますか？（会社に提出したい）

A. 濃厚接触者の自宅待機は、法律に基づく依頼・指導ではなく、国の通知に基づく「お願い」であるため、証明書は出せません。会社に対して、濃厚接触者であることや自宅待機を求められていることの説明が必要な場合、対象者本人の同意があれば保健所から会社に説明することが可能な場合もありますので、保健所に御相談ください。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。
https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html



事業者の皆様へ

従業員等に新型コロナウィルス感染症の 感染が確認された時は

1. すぐやること

- 感染が判明した者は『自宅待機』とします。（医療機関から発生届が提出された後、本人には保健所から連絡がいきます）
- 職場では、必要に応じて2・3に記載されている内容を実施してください。

2. 濃厚接触の可能性がある方のリストアップ

- 誰が濃厚接触者に当たるかは保健所が総合的に判断し、決定します。
- 保健所が事業所に対し、濃厚接触の可能性がある方のリストや職場の配置図等の提出を求める場合があります。御協力をお願いします。



<参考：濃厚接触者の対象例>

- ① 感染者と生活空間（食事や洗面浴室等の場）を共有している者
- ② 1メートル以内（互いに手を伸ばした際に触れる距離）で、互いにマスクなしで会話をした者
- ③ 1メートル超から2メートル未満の距離（互いに手を伸ばした際に触れない距離）は保っていたが、マスク着用等なしで、感染者と15分以上の接触（会話や飲食等）があった者
- ④ 感染者からの距離に関係なく、換気等が不十分な空間に一緒にいた者

3. 施設の消毒

感染者が使用した可能性のある①、②の消毒をお願いします。

①手で触れる共有部分

ドアの取っ手やドアノブ、スイッチ、受話器等

②トイレ

床、便器、便器の蓋、流水レバー、スイッチ等



消毒方法の詳細はこちら



よくある質問～もしも従業員がコロナになつたら編～

Q. 会社の従業員のうち1人が陽性者となりました。基本的な感染対策はとっていたため他の従業員は濃厚接触者に特定されませんでしたが、会社としてどのようなことに気をつけたらよいでしょうか？

A. 感染者については、保健所が指示する時期まで療養が必要となります。

なお、濃厚接触者に特定されなかった場合でも、他の従業員の体調管理を徹底し、体調不良時には速やかに医療機関を受診するよう御案内ください。

感染者が触れた場所等を消毒する場合、市販の塩素系漂白剤の主成分である「次亜塩素酸ナトリウム」やアルコール消毒液が有効です。

Q. 新型コロナウイルスに感染した社員がいる場合、会社の消毒はどうしたらよいでしょうか。消毒費用等の助成制度はありますか？

A. テーブルやドアノブなど多くの人が手を触れる場所は、市販の塩素系漂白剤を次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.05%になるよう薄めたもの（※）やアルコールで拭いてください。

（※原液濃度5%の塩素系漂白剤の場合：5ml（キャップ1杯）を水500mlで希釈）

消毒費用については、一般事業所への助成制度はありません。

Q. 会社の従業員のうち1人が濃厚接触者と特定されました。会社内に陽性者はいませんが、どのようなことに気をつけたらよいでしょうか？

A. 現時点で特別な対応は不要です。引き続き一般的な感染予防対策を徹底し、体調不良の従業員がいる場合には速やかに医療機関を受診するよう御案内ください。

Q. 療養終了後、職場に復帰するにあたって、陰性証明が必要と言われたのですが、どうすればよいでしょうか？

A. 国が定めた基準を満たして療養を終了した方については、他者に感染させる可能性がないことから、職場復帰に際しての再検査や陰性証明を保健所が行うことはありません。職場等で勤務を再開するに当たり、職場等に証明を提出する必要がない旨厚生労働省が示しています。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。
https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html



濃厚接触者の待機期間は原則10日間

新型コロナウイルス感染症の『濃厚接触者』と保健所から特定された者については、1月14日に発出された国通知に基づき、待機期間が原則10日間[起算日は陽性者との最終接触日の翌日]となりました。※待機期間は、今後新たな変異株の出現等により、変わることがあります。



濃厚接触者に特定された方は、陽性者と最後に接触した翌日から原則10日間、自宅待機をお願いします。

★社会機能を維持するために必要な事業を実施する事業者様へ
従事する者が濃厚接触者になった場合、「事業継続のために待機期間を短縮する必要がある」と事業者が判断した者に限り、下記の条件を満たせば、待機期間を短縮することが可能です。



「社会機能を維持するために必要な事業」に当たるかどうかは、事業者自身が判断してください。

なお、薬局等で行っている無料検査を受けさせることはできません。

《条件》

1. 濃厚接触者の業務従事が、社会機能を維持するために必要な事業の継続に必要であること。
2. 陽性者との最終接触日から期間を通じて無症状であること。
3. 検査等(抗原定性検査、PCR検査等)で陰性が確認されていること。
(6日目《抗原定性検査の場合は6日目・7日目連続》に検査し陰性確認後、待機解除可能)
4. 事業者において感染防止対策を徹底すること。
5. 10日目までは業務従事以外の不要不急の外出を控え、公共交通機関の利用をできる限り避けること。

社会機能を維持するために必要な事業に従事する者であっても、事業継続に支障がない場合は、10日間の自宅待機をお願いします。

検査キットの購入先、「社会機能を維持するために必要な事業」の参考例、待機期間短縮の条件等についての詳細は、静岡県のホームページを御確認ください。保健所へのお問い合わせはご遠慮ください。



静岡県 濃厚接触者 待機期間短縮



社会機能の維持に必要な事業への影響等を把握し、今後の対策の検討資料とするため、濃厚接触者の待機期間を短縮した事業者様向けのインターネットアンケートに御協力をお願いします。
(スマートフォンから回答できます。回答は任意です。)



濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間短縮に関するよくある質問

Q 1 社会機能維持者は、待機期間を短縮しなければいけないのでしょうか？

A 1 濃厚接触者の**待機期間は、現在は原則10日間**で、**地域の社会機能の維持に必要なやむを得ない場合に、各事業者が必要な検査を行った場合に、待機期間の短縮が可能です。**

感染者との最終接触日から6日目～9日目に発症する人も5%程度いると
言われておりますので、**地域の社会機能の維持に必要がない場合や濃厚接触者が10日間待機しても事業継続が可能な場合は、原則どおり10日間の自宅待機をお願いします。**

Q 2 社会機能の維持に必要がある事業に該当しているかなどは、誰が判断するのですか？

A 2 社会機能の維持に必要な事業に該当しているか、実際に待機期間を短縮するかは、静岡県ホームページ掲載の「社会機能を維持するために必要な事業（政府の基本的対処方針から抜粋）」を参考に**各事業者において判断してください。（保健所への確認・連絡は不要です。）**

Q 3 待機期間短縮のための検査の費用の補助はあるのですか？

A 3 **検査費用は事業者自身が負担してください。**今回の検査は、現在薬局などで実施している、感染に不安のある人に対する**無料検査の対象外**です。

Q 4 検査はどのように受けたらいいのですか？

A 4 **市販されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使って、事業者自身が検査**を行うか、自費検査を実施している機関で検査を受けてください。抗原定性検査キットは医薬品卸売販売業者から購入可能です。なお、検査キット購入には、事前に研修（厚生労働省HPのWEB研修）の受講が必要です。販売業者一覧：<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/documents/gyousha.pdf>また、PCR検査は結果までに日数がかかる場合がありますので注意してください。また、**医療機関以外の検査で陽性が確認された場合は、速やかに医療機関を受診**させてください。

Q 5 待機期間を短縮して、業務に復帰させる場合にどういった点に注意したらいいですか？

A 5 以下のような**感染防止対策を徹底**するほか、復帰する濃厚接触者には、**通勤時の公共交通機関や業務従事以外の不要不急の外出はできる限り避けさせてください。**

- ①不織布マスクを正しく着用する。（顔に隙間なく密着させ、鼻・口を覆う）
- ②飲食以外ではマスクを外さない。また外している間はしゃべらない。
- ③復帰した濃厚接触者は飲食する場合、他の職員と同じ時間・場所を避ける。
- ④手洗いの徹底(石けんで2度洗い)や手指の消毒、共用部分(ドアノブ、事務機器等)の消毒、勤務場所の定期的な換気等を実施
- ⑤職場全員の体調管理を徹底し、体調不良者は出勤せず速やかに医療機関を受診